## 多摩地域福祉有償運送運営協議会 特別幹事会

(平成25年度 第2回)

### 会 議 録

会	議名	平成25年度多摩地域福祉有償運送運営協議会 第2回特別幹事会
	時	平成25年10月29日(火) 午後2時30分~4時38分
場	所	東京自治会館 大会議室
	委員	紺野(田渕委員代理)・谷口・島津・水田・秋山(石井委員代理)・ 横田・石毛(関根委員代理)・橋田・山口・宮崎・大貫・川杉・ 石黒
出席者	説明者	特定非営利活動法人 くにたち・あゆみ(新規登録) 特定非営利活動法人 移動サポートひらけごま(更新登録) 特定非営利活動法人 おかハンディキャブ(更新登録) 特定非営利活動法人 若竹ミニキャブクラブ(更新登録) 特定非営利活動法人 エンゼルの会(更新登録) 特定非営利活動法人 地域福祉ネットワーク第2こだま(更新登録) 特定非営利活動法人 介護ヘルパーステーション(更新登録) 特定非営利活動法人 サポート日野(更新登録) 特定非営利活動法人 コスモ (移送サービスコスモ)(更新登録) 社会福祉法人 もくば会(更新登録) 特定非営利活動法人 ハンディキャブゆづり葉(更新登録) 特定非営利活動法人 ハンディキャブゆづり葉(更新登録) 特定非営利活動法人 にあい福祉サービス(更新登録)
	事務局	東村山市・小平市
欠席委員		秋山・塚田
議題		<ul><li>1 開会</li><li>2 資料の確認</li><li>3 会議運営上の確認事項について</li><li>4 運営協議会に協議申請された事項の審査等について</li><li>5 その他</li></ul>
公開・非公開の別		公開
非公開の理由		
傍 聴 人 の 数		6名
配付資料		事前配付資料 ・平成25年度第2回特別幹事会協議予定団体一覧

・福祉有償運送 新規登録申請団体要件確認表及び申請書類一式(1団体) 更新登録申請団体要件確認表(11団体)

#### 机上配付資料

- ·資料1 多摩地域福祉有償運送運営協議会特別幹事会委員名簿
- ·資料2 平成25年度多摩地域福祉有償運送運営協議会 第2回特別幹事会審査団体要件確認一覧表

# 平成25年度 多摩地域福祉有償運送運営協議会 第2回特別幹事会

平成25年10月29日

【会長】 皆さん、こんにちは。それでは、ただいまより多摩地域福祉有償運送運営協議会第2回特別幹事会を開催いたします。よろしくお願いいたします。

それでは、次第に沿いまして進めさせていただきます。

はじめに、次第の2、会議成立について事務局より報告をお願いします。

【特別幹事会事務局】 事務局より、会議の成立についてご報告いたします。

設置要綱の規定では、特別幹事会は委員の過半数が出席しなければ開くことができないことになっております。本日は、1名の委員からご欠席、3名の委員から代理出席のご連絡をいただいております。また、1名の委員より、他の会議出席のため、終了次第の出席との連絡をいただいております。委員15名中、代理出席も含めまして13名の方にご出席をいただいておりますので、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

【会長】 それでは、続きまして、次第の3、資料の確認を事務局よりお願いします。 【特別幹事会事務局】 事務局より、配付資料についてご説明いたします。

まず、本日の配付資料でございますが、「多摩地域福祉有償運送運営協議会 第2回特別 幹事会 次第」でございます。それから資料1「多摩地域福祉有償運送運営協議会特別幹 事会委員名簿(平成25年9月1日現在)」。次に資料2「平成25年度多摩地域福祉有償 運送運営協議会 第2回特別幹事会審査団体要件確認一覧表」がございます。資料1につ きまして、7月の特別幹事会でも配付いたしましたが、一部変更がございますので、9月 1日現在の名簿を配付いたしました。運営協議会及び特別幹事会委員であります委員の役 職が変更となります。また、八王子市において8月26日付で組織改正があります。

このほかに、本日審査いただく各団体の要件確認表等を事前にお送りしておりますが、一部に訂正がございます。机上に差しかえ資料として、上からA4の要件確認表が1枚、A4ホチキスどめの定款、A4のNo.17と表記のあるものが1枚、A3の要件確認表が1枚、一番下にA4の1枚の八王子市所管コスモの書類を配付しております。訂正箇所につきましては、後ほどご案内いたします。

資料の不足等ございませんでしょうか。不足等ございましたら、事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。

【会長】 それでは、続きまして、次第の4、会議運営上の確認事項について、事務局よりお願いします。

【特別幹事会事務局】 会議運営上の確認事項につきまして、事務局からご連絡いたします。

本会議の議事内容につきましては、公開用の会議録を作成いたします。発言される方は、 お手元のマイクを引き寄せまして、手前の「要求」のボタンを押しますとランプがつきま す。そうしましたら、氏名を述べてからお話しくださいますようお願いいたします。お話 しいただいた後、「終了」のボタンを押しますとマイクが切れるということになっておりま す。

なお、公開用の会議録は、発言者の名前を会長、副会長、委員、事務局という表示に変 更いたします。また、この特別幹事会は、原則、公開となっております。ただし、公開す ることにより、協議の妨げになると会長が判断した場合は非公開とすることができる規定 となっております。

本日の会議を傍聴される方に申し上げます。本会議の録音、撮影はご遠慮いただくこと になっております。

よろしくお願いいたします。

【会長】 続きまして、次第の5、運営協議会に協議申請をされました事項の審査に入ります。各団体からの申請は、所管の自治体及び特別幹事会事務局が内容の確認を行っております。全体的な内容及び資料2の一覧表のうち、1番目から6番目までの各団体の申請の概要につきまして、事務局よりご報告をお願いします。

【特別幹事会事務局】 事務局からご説明いたします。

申請書類の形式的要件につきましては、所管の自治体及び事務局にて確認しております。 東京運輸支局への年度実績報告の提出、車両の表示、社内への登録証の配備、運行記録簿 や点呼簿の記入状況、旅客名簿の適切な管理、事故記録簿や苦情処理簿の配備等につきま しては、所管の自治体が確認しております。

重大事故の発生は、各団体ともございません。法令の遵守につきまして、各団体より宣誓書の提出を受けております。

次に、資料2をご覧いただけますでしょうか。A3で2枚の審査団体要件確認一覧表で ございます。今回は新規登録申請が1団体、更新登録申請が11団体でございます。

新規登録申請の団体の書類一式につきましては事前にお送りしております。更新登録申請の団体の要件確認表以外の申請書類は、所管の自治体及び事務局で保管をしておりますので、必要があればお申しつけください。

では、12団体のうち、前半として1番目から6番目までの団体の確認内容につきまして説明をいたします。

No.1、国立市所管の特定非営利活動法人くにたち・あゆみでございます。こちらは新規申請の団体となります。

まず、資料につきまして、国立市より差しかえ書類の提出をいただいておりますので、 机上に訂正後の要件確認表及び定款を配付しております。お手数ですが、差しかえをお願 いいたします。 運送の主体でございますが、名称はくにたち・あゆみ。所在地は立川市となっております。事務所は同一の名称で、所在は国立市となっております。こちらの運送主体、事務所につきましては登記簿で確認をしております。法令の遵守につきましては、宣誓書が添付されていることを確認しております。旅客から収受する運送の対価は距離制で、初乗りが1キロまで150円、以後、1キロごとに150円でございます。運送の対価以外の対価は、迎車回送料金が150円、待機料金が30分500円、乗降介助料が700円でございます。待機料金につきまして、事前に送付しています要件確認表の中では150円となっており、差しかえ資料にて訂正しております。使用車両は運送主体の所有で、車いす車が1台となっております。運転者及び運行管理体制につきましては書類を確認しており、いずれも不備はございません。運送の対象者は8名で、全員が身体障害者の方でございます。損害賠償措置につきましては、対人・対物ともに無制限の保険に加入しております。定款につきましては、配付済の資料のページが抜けておりますので、差しかえとさせていただきます。

No. 2、東村山市、小平市、清瀬市、武蔵野市所管の、特定非営利活動法人移動サポートひらけごまでございます。運転者数、運行管理責任者、会員数に変更がございます。運送対象の態様の種類につきまして、要件確認表に変更申請中と記載してございます。多摩地域においては、イ、身体障害者及びロ、要介護認定者のみとなるため、事務局で変更の届けを行うよう指導したものですが、独自の運営協議会をお持ちの西東京市において、ハ、ニの利用者の方がいるということを確認いたしましたので、変更の届出の必要はないものとなります。口頭での説明となりますが、訂正させていただきます。

No.3、三鷹市所管の特定非営利活動法人みたかハンディキャブでございます。運送主体の代表者、運転者数、運行管理責任者、会員数に変更がございます。また、運送の対価につきまして、本年8月6日の運営協議会にて合意をいただき、変更の予定となっております。

No.4、府中市所管の特定非営利活動法人若竹ミニキャブクラブでございます。会員数に変更がございます。また、資料につきまして、No.1 7運行管理の体制等を記載した書類の(ウ)運行管理の責任者の代表者のお名前が誤った方のものとなっております。府中市より差しかえ書類の提出をいただいておりますので、お手数ですが机上に配付いたしました書類に差しかえをお願いいたします。

No.5、府中市所管の特定非営利活動法人エンゼルの会でございます。車両数、運転者数、会員数、損害保険に変更がございます。車両数の変更につきましては、変更申請中となっております。また、資料につきまして、要件確認表の車両数が、車いす車1台、セダン等2台となっておりますが、正しくは車いす車1台、回転シート車1台、セダン等2台です。府中市より差しかえ書類の提出をいただいておりますので、お手数ですが机上に配付いたしました書類に差しかえをお願いいたします。

No.6、小平市所管の特定非営利活動法人地域福祉ネットワーク第2こだまでございます。 車両数、運転者数、会員数、損害保険に変更がございます。車両数の変更につきましては、 変更申請中となっております。

前半のNo.1から6までは以上の団体となります。

事務局からは以上でございます。

【会長】 それでは、1団体ずつ審査に入ります。

初めにNo.1、国立市の特定非営利活動法人くにたち・あゆみにつきまして、所管の国立 市から補足説明がありましたらお願いいたします。

【国立市】 国立市でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、資料の差しかえが2点ございまして、大変申しわけございませんでした。以後、 資料等の確認にはより一層気をつけてまいりたいと思います。申し訳ありませんでした。

それでは、補足説明に入らせていただきます。まず、国立市の概況でございます。国立市は東京都の中央部にございまして、東は府中市、西は立川市、北は国分寺市、南は多摩川を境に日野市と接しておりまして、面積8.15平方キロメートルの小さな町でございます。人口は、平成25年10月1日現在で7万2, 955人となっております。

次に、今回対象としております障害者の移動制約者の状況でございます。平成25年4月1日の国立市在住の方でございますが、身体障害者手帳1級から6級の方が1,955人。そのうち1級の方が666人、愛の手帳1から4度の方が466人、そのうち1度の方が17人。精神障害者保健手帳1級から3級の方が515人、そのうち1級の方が41人で、トータルで724人が移動制約者というふうに私どもで考えてございます。

次に、福祉有償運送の必要性についてでございます。市内のタクシー事業者であります 銀星交通さんという事業者さんがいらっしゃるのですが、そちらの方がこういう福祉車両 の運営をしていただいておりまして、福祉車両8台、リフトカー1台、計9台を運行して いただいております。この中で稼働率は約8割と伺っておりまして、残りの2割につきま しては銀星交通さんにおかれましてもPRに努めていただいているところなのですが、こ の一部を新たなNPO団体に担っていただくことが望ましいというふうに考えてございま す。国立市では平成22年3月に、障害者を送迎する団体さんが初めて1団体登録されま して、もう1つ高齢の団体がございまして、合計2団体で送迎をしておりましたが、障害 者の団体の方が2年で撤退されることになりました。障害者の方のお買い物や趣味の活動、 それから社会に参画する等の活動を支えるために、NPO団体の福祉有償運送が必要であ ると考えてございます。

それから、今回の申請をさせていただいておりますNPO法人くにたち・あゆみについてでございますが、この法人は立川市の羽衣町に本部があるNPO法人でございまして、高齢者や障害者のために、市内で自立して生活できるようにヘルパー派遣事業等のサービスを提供するNPOとして、平成22年7月にスタートしております。また、従たる事業

所としまして国立市に今年の7月に事務所を設置しております。

次に、以下、団体からの申請理由というものを伺っておりますので、ご紹介させていただきたいと思います。「障害者が行きたいときに行きたい場所へ自由に行きたいという願いから、移送サービス事業をやろうと考えました。移送サービスは民間のタクシー会社やNPO法人などが行っておりますが、必要とする人がいつでも利用できるという状況にはまだ遠い状態でございます。待っているだけでは行きたいときに行きたい場所へ自由に行くことが実現できないと気づいたことにより、自分たちで行動を起こすことにいたしました。国立市には東京都障害者スポーツセンターがあり、サークル活動に参加したくても移動が困難で、週3回行きたいところを週1回にしてしまったりとか、そのような方がいらっしゃいます。そういった方が少しでも多く参加できるように手助けができればと思い、高齢者や障害者の移動の自由を保障すべく、移送サービスに取り組んでいきたいと考え、国立市で活動する計画を立てました。どうぞよろしくお願いします」、ということでございます。

以上、補足説明でございます。どうもありがとうございました。

ご審査のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。それでは、委員の皆様、ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

【委員】 まず、国立市は銀星交通さんが非常に一生懸命福祉輸送をやられております。 その中で、先ほど80%の稼働率とおっしゃっていましたが、まだ余裕があるということ の中で、何でNPOでなければだめなんですか。銀星さんを使わない理由、銀星さんがあ るのに必要な理由が、いまひとつ明確ではないということですね。

あと、1団体撤退されたとおっしゃっていましたね。これは有償運送でやっていた団体が、1つ辞めてしまったというわけですよね。多分、そのかわりだと確かおっしゃっていたような感じがするのですけれども、そこら辺の経緯を知りたいと思います。

以上です。

【会長】お願いします。

【国立市】 それでは、お答えいたします。銀星交通さんのほうでいろいろな福祉の運送を、展開していただいておりまして、残りの2割について、なぜNPOなのかというところでございます。

まず、1つには、今回の対象としております障害者の方というのは非常に安定して、同じ方が迎えにきてくれるとか、そういったように顔と顔が見える、関係性といったものが非常に大事だと考えているということがまず1つ。

【委員】 考えていることって、あなたが考えているんですか。

【国立市】 市として考えているということでございます。

【委員】 それは障害の理由からそういうことが必要であるというふうに市が判断した ということですか。 【国立市】 それも理由の1つであると。

【委員】 どういう障害でしょうか。具体的に、1人の乗務員さんでなければだめな、 顔見知りの乗務員さんでなければだめな理由というのはどこにあるのですか。その障害に おいてそういう立証ができるのですか。

【国立市】 では、お答えいたします。今回特に精神障害者の方というところも一つに はあろうかと思うのですが、あと身体障害の方が今回……。

【委員】 精神障害者ですか。

【国立市】 基本的には身体障害者の方がメインになるのですけれども。

【委員】 精神障害者さんではないでしょう。

【国立市】 ごめんなさい。一応……。

【委員】 どっちですか。

【国立市】 今回の会員さんについては、身体障害者の方でございます。

【委員】 精神障害者とおっしゃったではないですか。失礼ですよ、障害の区別を間違えては。

【国立市】 今回の団体さんは身体障害者ですけれども、私どもで把握しております移動困難者としましては精神障害者の方も。

【委員】 いえ。今言っているのはこの団体の話をしているのですよ。この団体の中で、何でいつも顔見知りの乗務員さんでなければだめですかと私は聞いたはずですよ。

【国立市】 はい。

【委員】 あなたはその障害者が精神障害者云々というお話をされたわけですね。

【国立市】 はい。

【委員】 どこからそういう根拠があるのですかと言ったわけです。

【国立市】 すみません。私の答えというのは一般的なというお話だったのですが。

【委員】 だから、それではだめですよ。わからないです、それでは。

【国立市】 今回の団体さんにつきましては、重度の1級の方が会員になられておりますので、その介助の仕方等が常に安定した形が取れるということで、フェース・トゥ・フェースといいますか、そういう形ができるのが一番よろしいかというふうに考えてございます。

【委員】 いいです。わかりました。

【国立市】 はい。それともう1点でしたか。すみません。もう1点のご質問でございます。以前、てこネットという団体さんが、やっていただいておりましたけれども、今回、撤退されたというのは、具体的には収益性の関係で撤退をされたというふうに伺っております。

以上です。

【委員】 そこが撤退されて、その後にこの団体さんが後を受けてやろうという話にな

ったのか、それともまた全然違う話で、別に必要性があるから別のルートで申請に至った のか、そこら辺がちょっとわからないのですけれども。

【国立市】 すみません。お答えいたします。以前の団体さん、てこネットさんは精神 障害者のお子さんを送迎されるという団体でして、今回は全く別のルートからお話をいた だいたものでございます。

【委員】 わかりました。

【会長】 ほかにいかがでしょうか。

【委員】 あと乗務員さんのことで、すみません。

【会長】 どうぞ。

【委員】 運転者さんはお1人でやられるということでよろしいですかね。お1人1台でやられるということですね。

【国立市】 はい。そうですね。当面、1人でスタートをさせていただきと考えております。

【委員】 何で私がこうしつこく言うかというと、私どもは地域のタクシー会社を代表しております。その中で、国立市についての説明は先ほど市からありましたし、非常にかわいい市の中に入ると思いますけれども、その中で8両をお持ちの銀星さんがなぜ銀星さんの供給では足りないのかというところをちゃんと把握しないと、私ども団体代表としては困ってしまうわけなのですね。ですからしつこくお聞きしているわけです。

私も当然、顔見知りの方が望ましいとは思います。そういう方もいらっしゃるでしょう、確かに。中には、障害の内容によっては、当然、そうでなければいけない方、そうでないとお乗りになれない方がいらっしゃることも、私どもは承知しています。

その中で、きちんとそういう理由が立てば、これはしようがないと思うところなのですね。ですから、そこら辺はやはり市できちんと把握していただかないと、私がちょっとつついただけでおろおろするような内容ではしようがないのですよ。そこら辺はよく市で把握しておいていただかないと困ってしまいますよと。この場でなくて、違うところの人から言われたときでも、ちゃんと筋道が立たなくなってしまいますから、ちゃんと勉強しておいていただきたいなと思います。

【国立市】 はい。わかりました。

【会長】 ほかにいかがでしょうか。

【委員】 東京運輸支局です。様式第6号の運行管理の体制図のほうで、運行管理の責任者の方が乗務員の方だと思うのですけれども、代行者の方がいらっしゃるわけですけれども、できるだけ運行管理をする方は、乗務員さんお1人ということもありますので、できるだけ運行管理をする方は運転者または違う方がいいということになるのですけれども、代行者の方が運行管理の責任者につくというのはなかなか難しいのでしょうか。

【くにたち・あゆみ】 大丈夫です。

【委員】 運行管理の責任者の方は運転者の方を管理していきますので、できるだけその運転者の方とは別に、運行管理の責任者の方がどういうことを行うかというのは、当然 把握しておいていただくことが前提なのですけれども、運転者とは別の方がつくことは可能ということで、わかりました。それで了解しました。

【くにたち・あゆみ】 はい。

【委員】 それから、あともう1点よろしいですか。

【会長】 どうぞ。

【委員】 確認なのですが、車の保険証券の車の登録番号が「多摩580あ 702」になっていまして、車検証は「多摩880あ 702」なのですけれども。

【くにたち・あゆみ】 それに関しては、国立市の方にコピーをお渡ししましたが、変更はもう済んでおりますので大丈夫です。

【委員】 保険証券のほうは。

【くにたち・あゆみ】 保険会社の間違いです。それで変更しています。

【委員】 では、保険証券のほうも差しかえされたということですね。

【くにたち・あゆみ】 はい。

【委員】 わかりました。以上です。

【会長】 国立市、差しかえはどうでしょうか。

【国立市】 保険会社さんのほうで記述を誤られていたというのが判明しまして、それを「880」という形で、修正をしていただいております。すみません。

【会長】 ほかに、いかがでしょうか。

【委員】 私は普段、東大和市で活動しております。

以前、私どもの市でも移送サービス撤退というか、なかなか事業継続できないということで辞めた団体があるのですけれども、今回、国立市のほうでまた新たにやっていただける団体があるということで、とてもうれしいなと思っているのです。やはりなかなかNPOで、私の団体もそうなのですけれども、そんなに活動が順調にいっているわけではないので、やはり市の担当のほうでも、NPOに一方的に新たに活動するということを団体のほうにお任せするだけでなくて、撤退というか、なかなか継続できなかったということはどういうところに原因があるのかとか、あと、先ほど説明でもありましたけど、移動の困難さが、何名と一応数字はすぐに把握しておられるようなのですけれども、町に出ていかないとどういうところで大変なのかとか、手帳を持っているからどうかということではないと思うので、市の担当者の方は変わってしまうのですけれども、担当になった管轄の方には市の活動の実態とか、そういうのも知っていただいて、出向いていただいて、補助金とかという時代ではないにしても、バックアップしていただけたらと思います。よろしくお願いします。

【会長】 どうぞ。

【国立市】 ありがとうございます。私どものほうでは支援の一環としまして、移送の件数に応じて補助金の制度というものは、一昨年から作っておるのですが、それ以外に、現在1団体、高齢者の団体の方がいらっしゃいますので、実際に同乗させていただいて、半日一緒に回らせていただきました。そういったようにできるだけ活動を把握するといいますか、理解することに努めております。

今回の新しい団体さんにつきましても、お認めいただけましたら、そういった形で一緒に回らせていただいたり、課題としてはPRとかそういった面があろうかと思いますので、そういった点で、市でお手伝いできることがあれば、行っていきたいと考えております。 以上です。

【会長】 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、国立市の特定非営利活動法人くにたち・あゆみにつきましては、特別幹事会では了承ということで協議会にお諮りしたいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 それでは、先ほど委員からもございましたように、次回説明するときには、 きちんと整理をしていただいて、質問に対してご説明できるように、その点はよろしくお 願いいたします。

それでは次に、No.2、東村山市・小平市・清瀬市・武蔵野市の特定非営利活動法人ひらけごまにつきまして、所管の東村山市から補足説明がありましたらお願いいたします。

【東村山市】 東村山市でございます。

こちら4市からの説明となりますけれども、まずは東村山市からご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

ひらけごまにつきまして、前回からの変更点は事務局の説明のとおりでございます。

東村山市として10月24日に移動サポートひらけごま事務所にて運行記録簿等の書類 を確認させていただきました。使用車両についても確認し、適正に管理運営されておりま す状況を報告させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【小平市】 続けて、小平市でございます。

事務局、また東村山市のご説明のとおりでございますが、小平市といたしましても10月24日に移動サポートひらけごま事務所にて運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両についても確認し、適正に管理運営されております状況でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【清瀬市】 清瀬市でございます。

前回からの変更点は事務局の説明のとおりでございます。

10月7日に当該団体の事務所に伺いまして、車両3台と運行記録簿等の関係書類を点検し、適正な運行管理がされていることを確認しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【武蔵野市】 最後に、武蔵野市でございます。

10月28日に移動サポートひらけごま事務所におきまして運行記録簿等の書類、併せて使用車両についても確認をさせていただきました。適正に管理運営をされているということをご報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。それでは委員の皆様、ご意見、ご質問等ございま すでしょうか。

【委員】 よろしいですか。

【会長】 はい。どうぞ。

【委員】 4市の書類が出されていますが、様式No.. 22の会員数が、市ごとに違うという理解でよろしいですかね。6ページというか、後ろから2ページですか。「身体状況等、態様ごとの会員数」というところが市によって違いますという理解で、あとは大体全部の内容は一緒ですという理解でいいですよね。それはなぜかというと、発地着地が市にあるかどうかということで、4市あるので、4冊になっているという理解でよろしいですよね。

ひらけごまさんは、先ほども説明ありましたように、いろいろな市でサービスをされていますから、ほかの市でも同じようにサービスをされていますという理解でよろしいわけですね。

【移動サポートひらけごま】 はい。

【委員】 ひらけごまさんはよくわかっていらっしゃっていて、ここに出してきてくださっているのですけれども、結局、地域の活動という側面、切り口の中で、運送の対象は発地着地が同一の市の中にある中でのサービスが望ましいということでお願いしているところで、たまたまひらけごまさんは西東京市にあるので、各市でサービスをやって、市内での移送に限ってやっているので、このようになりますよということですよね。

【移動サポートひらけごま】 はい。そのとおりです。

【委員】 非常にこういうふうに出していただくとよくわかるので、今後もこういう団体が、広域にまたがる団体があるのであれば、このようにご指導いただければ非常にわかりやすいというふうに考えます。

以上です。

【会長】 ありがとうございました。ほかにございますでしょうか。お願いします。

【委員】 すみません。桜美林大学の者です。よろしくお願いします。

私のほうは質問というよりは、大丈夫なのだろうかということで、ちょっとお聞きしたいのですが、運行管理の体制図の中で、苦情処理とかあちこちにお名前が4つの市それぞれ入っているのですけど、お一人で何役もこなされているもので、老婆心ながら、えらい負担があるのではないかと思いまして、ちょっとご質問させていただいたのですが。

【会長】 お願いします。

【移動サポートひらけごま】 移動サポートひらけごまです。よろしくお願いいたしま

す。私は理事長ですので、責任を取る立場ということで記載しております。実際は事務局に常勤で2名おりますので、その者が現場での処理、私はそのことを最終的に確認して責任を取るという形なので、記載上は私の名前でいっぱいになりますが、現場では役割分担をさせていただいております。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 よろしゅうございますか。

それでは、№2の東村山市・小平市・清瀬市・武蔵野市にございます特定非営利活動法 人ひらけごまにつきましては、特別幹事会として了承ということで協議会にお諮りしたい と思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 それでは、協議会にお諮りをさせていただきたいと思います。

次に、No.3、三鷹市特定非営利活動法人みたかハンディキャブにつきまして、所管の三鷹市から補足説明がありましたらお願いをいたします。

【三鷹市】 三鷹市でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

前回、申請時からの変更点につきましては、特別幹事会事務局の説明のとおりでございます。

私どもは10月18日にみたかハンディキャブの事務局におきまして、運行管理等帳簿類、それらを確認させていただきました。併せて使用車両につきましても、同じく確認をさせていただきまして、適正に管理運営がなされていることを実際に確認してまいりましたことをご報告させていただきます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。それでは、委員の皆様、ご質問、意見等いかがで しょうか。お願いします。

【委員】 みたかハンディキャブさんは非常に老舗のNPOで、この活動を長くやっていらっしゃる団体なのですけれども、運転者要件の一覧表を見させていただきますと、これ私は何回もこの場ではしつこく言っているのですが、70歳以上の運転手さん、特に6番の方が75歳、12番の方も75歳、あと69歳でもうすぐ70ですという方がたくさんいらっしゃいます。私、何回も言うのですが、やはりタクシーも同じことなのですけれども、高齢になりますとどうしてもどこかここか機能が落ちてくるのは間違いないことであって、その中で、人によって元気な方とそうでもない方、たくさん差があるのですよ、結論から言いますと。ADLの状況というのは人間によって違う、人それぞれ違うということは承知しているのですが、その中で、加齢とともにどうしても運動機能が弱っていくのは事実。であるなら、何らかの形で運転に適しているかどうかというのをどうやって団体はチェックされていますかということを、時々この場でも申し上げます。ただし、いろいろな要件を見ましても、なかなか具体的にそれに突っ込んだものは出てこないのが事実

ですよね。

その中で、今後、NPOの活動、運転のボランティアをやろうという方がどうしても、 定年退職でやろうと思われた方とかがたくさんいらっしゃるとすると、いきなり65、 70歳近い方が始めるということになりますと、やはりそこら辺の適正についてもう1度 考えていかないといけないのかなと。

私どもの例でいいますと、年に2回健康診断を行います。あと、誕生日に1回、医師の 診断書を出させるようにしております。そのようにして、本当に大丈夫かということを確 認しています。

あと、NPOの方は、多分こういっては批判があるかもしれませんが、もともと点呼が 甘いのではないかなと思っています。私どもは、点呼で具合が悪ければ一発で乗せないよ うに体制が整っています。プロだから当たり前だろうといわれる方がいらっしゃるのです けれども、人間の命の重さというのは、プロだろうがアマチュアだろうが、運ぶ場合は重 さは変わらないのです。だからそういう意味で、プロのほうが重くて当たり前だというの であれば筋が通らないであろうと、私どもはいつも思っています。

ですから、これはどのように適性を判断されているのか。市はどのように把握されているのか。そこら辺に興味があるのですが。

#### 【会長】 三鷹市。

【三鷹市】 はい。今のご質問に対しまして、年齢につきまして、詳細につきましては団体のほうからご説明させていただきたいと思いますが、75歳という年齢でこの活動から卒業していただくというふうにしているところでございます。ただし、かなり個人差もあるということですので、その点の説明はハンディキャブのほうからお願いいたしますけれども、チェックをした上でこのまま続けていただくかどうかということを確認してございます。

【委員】 私が言っているのは、団体のご意見とか体制、チェック体制を聞いているのではなくて、市のチェック体制というか、市はどのように判断されているのかという話を私はしているのですが。

【三鷹市】 三鷹市としましては、個々の運転手の方のそういったチェックには直接携わっておりませんが、おっしゃるとおり年齢というのは一つの区切りということで、しかも人の命を預かる運送ということでございますので、例えばボランティアのさらなる拡大ということにつきまして、広報等の周知ということに協力をして、今よりももっと人数的にも若い方にもご参加いただくような協力をしているところでございます。

【会長】 よろしいでしょうか。団体の方。

【みたかハンディキャブ】 みたかハンディキャブでございます。私自身も今運転しておりますが、70歳になりました。実は、どうしても今、なかなか高齢社会に入ってきまして、活動ボランティア自体も高齢化の傾向にあります。今おっしゃられたように、定年

ですと60歳ではなくて65歳になりつつありますので、そういう意味でいうと、入る段階から65を超えた方がお入りになるという方も多々あります。

1つは、私どもは75歳定年ということでずっと続けてまいりました。ところが、昨今、 残念ながらボランティアはなかなか集まらないという状況にあります。 市のほうで、広報 でボランティア募集をしてお手伝いをいただいているとか、そういうことはありますけれ ども、なかなか実態としては難しいところがございます。

そういう観点で、実は75歳定年について、今年度、私どもの団体としては2年間の延長を可能とするという内規をつくりました。その内規というのは、その方々の個々のそれまでの実績ですね、実績判断。実績というのは運行回数だけではなく、安全運転という観点から、大丈夫かということの観点でその前年度の状況を確認し、理事会の中でその個人を、その観点で評価は正しいかという観点での討議をする。それからもちろん、ご本人の健康状態とご本人の意欲、こういうことが大切ですので、そういう観点で続けていただけるかどうかを判定した上で、今年度、対象者は3人おりましたけれども、そのうちの2人に継続していただくようにお願い申し上げました。

ということで、現在、定年延長ということで、2年間の限定でございますけれども、延 長制度を実は設けたというところでございます。

それからもう1つは、今おっしゃられたようなシニア。私どもも経験をしているとはいえ、年齢を重ねればそれなりの体力の限界とか現象とか、それから判断力が鈍くなってくるとかいう加齢に伴う現象があります。ちょうど世田谷のほうに高齢者の試験場が、警視庁でつくられている高齢者の運転をご指導していただけるような施設がございますので、そちらで高齢者について順次研修を受けて、実際に自分の今の現状がどうなのかということを確認するような、そういう講習会に参加するということを、大分前から始めていたのですが、今年度、また集中的に始めようということで取り組んでおります。

あと健康については、これはもう市のほうで行われている健康診断を的確に受けていただいて、それを元に、個人のことですので申告ということで、もし何かあれば申告していただくということのお願いをしています。

というようなことが、今私どもがとっている高齢ドライバーの対応策ということでございます。

あと点呼・点検については、厳格にといわれてもできない部分がございます。私ども、 事務所が9時から5時までで、これは施設の問題もございまして、そういう時間帯で事務 所を開設しております。事務所を開設している場合には、運転手が実際に、開始する前に 日報等の手続きがございますので、そういうものを取りにくる、その時点で本人と対面で 確認をする。健康状態であるとか飲酒の状態であるとか、というようなことを対面で確認 すると同時に、運転者本人が車両の点検を行うということをやっておりますが、時間を外 れたものは、これは対面でできませんので、それは便宜的に今、本人から運転前に運行管 理者のほうに電話を入れるというような形で、対面ではできませんけれども、点呼の形を 取っております。

以上でございます。

【委員】 すみません、ということは、健康診断といいますか、血圧とかいろいろな数値に関する診断は個人に任せている、その報告を聞いているという内容でしたよね。

【みたかハンディキャブ】 はい。

【委員】 あと、医師による診断、運転に適正があるかないか、私どもは年に一遍出させていますけれども、医師によって、運転が業務として可能であるかどうかというのを書かせますけれども、そういう診断は行っていないという理解でよろしいですか。

【みたかハンディキャブ】 はい。結構です。

【委員】 そのように、どうしても我々とNPOではどうも温度差、安全に対する担保の温度差があるように思います。しつこく言いますが、人間の命は等しく同じであります。その中で、新聞をよく賑わすのはアクセルとブレーキの踏み間違い。大体お年寄りです。駐車場で突き破ってしまったとか、ご覧になりますよね。あまり若い方はいないのです、あれを見ますと。やはり加齢というのは恐ろしいもので、ADLに少なからず影響を与えるというふうに私どもは理解しておりますので、そろそろこういうNPOの活動も年齢に応じた健康診断、あと指導、点呼等をきちんとやる時期に入ったのではないかと。随分前はそういう話は上がらなかったのです。だけれども、最近はどうしても上がってくる場が多いものですから。今は別にみたかさんのことを取り立てて言っているつもりはないのです。全部の団体に私は言っているつもりですけれども、やはりそろそろ考える時期なのではないかなというふうに考えますね。

以上です。

【会長】 ただいまのはご意見として伺わせていただきます。

ほかに何かございますでしょうか。

それでは、了承ということで特別幹事会では協議会にお諮りしたいと思います。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 それでは協議会にお諮りをさせていただきたいと思います。

次に、No.4、府中市所管の、特定非営利活動法人若竹ミニキャブクラブにつきまして、 所管の府中市から補足説明がありましたらお願いをいたします。

【府中市】 府中市でございます。よろしくお願いいたします。

前回からの変更点及び書類の差しかえにつきましては、事務局より説明をいただきましたとおりでございます。

10月22日に若竹ミニキャブクラブ事務所におきまして運行記録簿等の書類を確認させていただきました。また、使用車両につきましても確認いたしまして、適正に管理運営されております状況を確認いたしましたので、ご報告いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。それでは、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。いかがでしょうか。特にご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

それでは、特別幹事会としましては了承ということで協議会にお諮りしたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 それでは、了承ということで協議会にお諮りしたいと思います。

次に、No.5、府中市特定非営利活動法人エンゼルの会につきまして、所管の府中市から 補足説明がありましたらお願いいたします。

【府中市】 引き続きまして、府中市でございます。

前回からの変更点及び書類の差しかえにつきましては、事務局より説明をいただきましたとおりでございます。10月22日にエンゼルの会事務所におきまして、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。また、使用車両についても確認いたしまして、適正に管理運営されております状況を確認いたしましたので、ご報告させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。それでは、委員の皆様、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。お願いします。

【委員】 これも老婆心ながらなんですけれど、たしかNo.17、52ページですね。運行管理の責任者、整備管理責任者、それから運行管理にかかわる指揮命令の代表、事故処理も事故対応責任者、苦情処理も同じ方でいらっしゃいますけど、例えば苦情と運行のところを別の方を立てるとか、何かそういった形にしないと、利用者との絡みで不具合も生じるのではないかと思うのですが、すべて同じ方が1人でやられるというのはいかがなものかなという感じを、私は感想を持つのですが、市のほうではいかがなのでしょうか。

【エンゼルの会】 当事業所は開設当時から利用者は会員制になっておりますので、私が全事業の管理者であることは利用者の全員が周知のことでございまして、全責任は私が持っておりますので。もちろん、各事業にそれぞれ担当の事務局がおりますので、電話等の取次はいたすかもしれませんけれど、最終的には私のところに来て私の判断で決定いたします。

整備等につきましては、各自動車会社のほうに整備の担当がおりますので、年に何回か、 必ず整備もいたしておりますし、車のこともよく存じておりますので、すべてきちんと連 絡を取り合っております。

【委員】 少なくとも運行と事故と苦情の処理というのは、これは別々な方が対応してもよろしいのではないかと思うのですけれど、これ全部一緒だということは、運行上の苦情も事故の苦情も、全部一緒の方が対応するというのは、組織として全然解せないのですけれど。私はさっきから市の方のお考えを聞いているのですが。

【会長】 府中市、お願いします。

【府中市】 確かにご意見をお伺いしまして、大変ありがたく思っております。それにつきましては団体と確認をしまして、今後、体制につきまして検討させていただきたいと思います。

【委員】では、ご検討いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

【会長】 ほかに何かございますでしょうか。

【エンゼルの会】 ちなみに、よろしいですか。利用者数も少ないものですので。利用者が決して多くはございません。ちなみに、何人に対してどのようなことと具体的に提案していただけたほうがよろしいかと思いますけれど。

【委員】 車4台管理されていますね。

【エンゼルの会】 はい。

【委員】 4台管理されて、確か利用者の方は16人ということなのですけれど、組織の体制として、少なくとも事故があったときの責任者と苦情があったときの責任者が一緒だということは、では、事故に対する苦情も全部一緒に対応するのかということになってしまいますね。別々な方が担当するのが、やはり筋ではないでしょうか。運行についてもそうですけれど。特に苦情との絡みでですね。というふうに私は考えます。ほかになり手がいないということではないと思いますが。

【エンゼルの会】 いえ。そういうことではございません。検討させていただきます。

【会長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

【委員】 東京運輸支局です。1点確認なのですが、小金井市のほうでも別途協議をされるということなのですか。

【エンゼルの会】 そういうことです。

【委員】 はい。わかりました。すみません。

【会長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

【委員】 では、それを今度の協議会までにちゃんと整理をするという前提でということならいいですけれど。

【会長】 それでは、今の点を次回の協議会までに整理をして、ご説明をいただく形で よろしゅうございますか、整理をして、当日。

【委員】 いいでしょうね。こういうふうにしました、こういう指摘があったのでこういうふうに変えましたと言えばいいのではないですか。

【会長】 よろしゅうございますか。では、そういう形で、ご指摘がありました事項に つきまして、運営協議会においてご説明をいただくということで、条件付きの了承という 形をとらせていただきたいと思います。よろしゅうございますね。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 それでは、そういう形で協議会のほうにお諮りをしたいと思います。よろし

くお願いします。ありがとうございました。

次に、No.6、小平市特定非営利活動法人地域福祉ネットワーク第2こだまにつきまして、 所管の小平市から補足説明がありましたらお願いします。

【小平市】 小平市でございます。よろしくお願いいたします。

前回からの変更点は、事務局説明のとおりでございます。ただ1点、事前送付させていただきました資料の様式3、自動車保険内容の一覧でございますが、期限のほうが今月10月13日までとなっておりまして、特別幹事会への提出期限には間に合っておりませんのでこの日付になっておりますが、後日、同様の内容を確認いたしまして保険の更新、ほか賠償金額等の内容も同様ということで確認をしております。運営協議会の資料では、期間は平成25年10月13日から平成26年10月13日までと、1年間の契約書の確認の上での書類を提出させていただきます。

そのほか、10月22日に第2こだま移動サービス事務所にて運行記録簿等の書類を確認させていただいております。使用車両についても確認し、適正に管理運営されております状況をご報告させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。それでは、ご質問、ご意見等お願いします。いかがでしょうか。

【委員】 車両の数が1台減ったのですか。4台から3台になったということですか。 そうすると、運転者さんは2名増えましたと。登録会員数は34名になりましたと。これ、 登録会員者数が増えて台数が減るということは、どういう形になりますか。

【会長】 小平市。

【小平市】 会員の増につきましては、こちらの団体は高齢者の介護保険制度による小規模多機能等を開設し、そちらの送迎で利用されていることが主で、会員数が増えております。車両台数は、1台が減りましたけれども、3台で運行のほうは可能だというふうに伺っております。また併せてドライバーさん、運転者さんですけれども、常時募集をされておりまして、先ほども出ておりました年齢の関係で、70代の方もいらっしゃいますが、この方々もヘルパー、介護者としての資格も持っていらっしゃいまして、そちらの利用者さんと面識があり、ご指名のある方を主に担当しているということで、運行についても健康状態の確認についても、指定の医療機関で健康診断を受けていらっしゃることを確認しております。

年齢のことを追加で申し上げてしまいましたが、以上でございます。

【委員】 いいですか。

【会長】 お願いします。

【委員】 いただいている書類の1番最後のページのところに保険の加入の状況があります。運転者の要件で、1号車については26歳、あとは21歳と、こういう形になって

いますね。それで運転者の要件の数ページ前をめくっていただきますと、運転手に25歳の方がいらっしゃるということですよね。なぜこの26歳というのが1台だけこのようにあるのだろうかと、ちょっと不思議に思って聞いております。

【地域福祉ネットワーク第2こだま】 お答えします。25歳の新しい運転手は、かなりの回数で運転に参加しています。それで2台は21歳代からという保険で申請をしたという経過です。

【委員】 1号車には結局は乗らないと。その方は乗らないということなのですね。

【地域福祉ネットワーク第2こだま】 はい。そういうことでございます。

【会長】 ほかにいかがでございましょうか。

【委員】 その76歳の方というのは、先ほどの市の説明だと、この方は面識がある方をご指名で、この人に乗るのですという説明だったですかね。76歳といいますと、まずうちの会社にはおりません。本当にそういう形でずるずるいって大丈夫かなと。76歳というと相当ですよ。

【地域福祉ネットワーク第2こだま】 よろしいですか。

【会長】 はい。

【地域福祉ネットワーク第2こだま】 ヘルパーでずっと働いていますので、ホームヘルプも兼ねてやっていますので、ホームヘルプで担当している方が通院するときは、その人が病院に案内するという形がずっと続いております。それは全く問題なくやっております。

【委員】 その方だけを見ているという理解でいいですか。それとも、違う方のサービスも行うということですか、76歳の方は。

【地域福祉ネットワーク第2こだま】 現状では、基本的にはそういう運行の仕方でやっております。

【委員】 そういうとは?

【地域福祉ネットワーク第2こだま】 担当のヘルパーが通院も一緒に、運転手として 行うという形だけで。

【委員】 私が言っているのは、ある特定のAという方だったら、Aという方しかやりませんよと。

【地域福祉ネットワーク第2こだま】 そういうことです。

【委員】 Bという方、Cという方は担当しませんよという理解ですね。

【地域福祉ネットワーク第2こだま】 そういうことですね。

【委員】 さはさりながら、ちょっと心配なものですから、先ほど私が言いましたように、運転に適しているのか、ADLの状況がですね。本当の老老介護になってしまいますから。笑えないところは、人の命を、ハンドルを握ったときに預かるのですよ、一時的に。そこら辺のご配慮をいただきたいなと思います。

【会長】 今のご意見については、賜っていければと思います。

ほかにいかがでございましょうか。よろしゅうございますか。

それでは、特別幹事会としては了承ということで協議会にお諮りしたいと思います。よ ろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 それでは、そういう形でお諮りをしていきたいと思います。ありがとうございました。

ここで、前半の6団体の審査が終了いたしました。休憩を挟みまして、後半の6団体の審査がございます。この部屋の時計で55分から再開をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(休憩午後3時46分)

( 再 開 午後3時53分)

【会長】 少し早いですが、おそろいですので、今日は件数も多いので始めさせていた だきたいと思います。

それでは、再開いたします。後半の7番目から12番目までの各団体の申請の概要につきまして、事務局より報告をお願いします。

【特別幹事会事務局】 それでは、後半の№7から12までの団体をご説明いたします。 №7、東久留米市所管の特定非営利活動法人介護へルパーステーションでございます。 態様の種類、会員数に変更がございます。態様の種類は変更申請中となっております。

No.8、八王子市所管の特定非営利活動法人サポート日野でございます。運転者数、会員数に変更がございます。提出書類につきましては、代表して八王子市で確認を行っておりますが、運送の区域に多摩市も入っておりますので、後ほど一緒に審議をお願いいたします。

No.9、八王子市所管の特定非営利活動法人コスモ 移送サービスコスモでございます。 運転者数、会員数、損害保険に変更がございます。また、資料につきまして、No.2 4のタクシーとの料金比較表に、一部計算の誤りがありました。八王子市より差しかえ書類の提出をいただいておりますので、お手数ですが机上に配付いたしました書類に差しかえをお願いいたします。

No.10、八王子市所管の社会福士法人もくば会でございます。車両数、運転者数、態様の種類、会員数に変更がございます。車両数、態様の種類は、変更申請中となっております。

No.11、多摩市所管の特定非営利活動法人ハンディキャブゆづり葉でございます。車両数、運転者数、会員数、損害保険に変更がございます。車両数については平成23年6月13日及び平成24年5月15日に届出済となっております。

No.12、瑞穂町所管の特定非営利活動法人にあい福祉サービスでございます。運送主体

の所在地、代表者、事務所の所在地、車両数、運転者数、会員数、損害保険に変更がございます。運送主体及び事務所の所在地は平成23年8月25日、代表者は平成24年9月18日、車両数は平成24年2月13日及び平成25年3月13日に届出済となっております。

事務局からは以上でございます。

【会長】 それでは、1団体ずつ審査に入ります。

No.7 東久留米市の特定非営利活動法人介護ヘルパーステーションにつきまして、所管の 東久留米市から補足説明がありましたらお願いします。

【東久留米市】 東久留米市でございます。よろしくお願いいたします。

前回からの変更点は事務局説明のとおりでございます。

10月18日に介護ヘルパーステーションにて運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両についても確認し、適正に管理運営されております状況を本日ご報告させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。それでは、委員の皆様、ご質問、ご意見等お願いいたします。いかがでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、特別幹事会としては東久留米市の特定非営利活動法人介護へルパーステーションにつきましては、了承ということで協議会にお諮りしたいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 それでは、そういう形でお諮りをしていきたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、No.8、八王子市特定非営利活動法人サポート日野につきまして、所管の八 王子市から補足説明がありましたらお願いいたします。

前回申請時からの変更点は事務局の説明のとおりでございます。

10月15日火曜日にサポート日野の事務所におきまして運行記録簿等の書類の確認、 保管状況の確認をさせていただきました。使用車両についても確認をさせていただき、適 正に管理運営されている状況をご報告させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【多摩市】 多摩市でございます。よろしくお願いいたします。団体への実地調査につきましては、代表して八王子市にお願いしております。年度ごとの実績報告書及び四半期ごとの運行状況報告書により運行状況を確認し、適正に管理運営がなされております。また、多摩市の会員の方の利用状況等も確認しております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。それでは、委員の皆様、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。お願いします。

【委員】 タクシーの事業者でございます。No.8のサポート日野の、ページ数でいうと60ページ、61ページ両方だと思うんですけれども、タクシーとの料金の差みたいな形でいろいろ表になっておりますけれども、タクシー料金の計算方法がちょっとわからないといいますか、数字的には違うのではないかなと思っております。全体的にそうですけれども、特には成田から京王八王子と書いてありまして、234キロ乗っていらっしゃるのかな、61ページ。そうするとタクシーだと10万5,000円ぐらいになるというような数字になっているかと思いますけれども、ちょっとこれは計算的には合わないのではないかと思っておりますので、ご説明をいただきたいと思いますし、それが相違があるのであれば、再提出をお願いしたいと思っております。そうですよね、違いますね。

【委員】 私のほうで今計算してはおりませんので。

【委員】 そうですね。1キロ90円とすると、距離だけで10万円行くには1,000 キロ以上乗らないといけないと思います。だから、数字的には合わないかなと思いますの で、もう1度見ていただけたらと思います。

【委員】 あと、これは何の意図でこれを出されたのかということですね。こういう利用実態があるという理解でいいのですかね。これがちょっとわからないです。

【会長】 八王子市。

【八王子市】 八王子市です。利用の台帳の中からこういうことで挙げていただいているかと思うのですけれども、すみません、こちらに関してはいま一度確認させていただきたいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

【委員】 はい。これは多分、利用実績から出していらっしゃるのですよね。そうですよね。

【八王子市】 そうですね。そういった利用をされている利用者の方がいらっしゃるということで、いろいろなケースということで挙げてこの表になっているということです。

【会長】 サポート日野の方、何か補足ございますか。

【サポート日野】 サポート日野といいます。よろしくお願いします。今回、うちのほうの車両自体が車いす対応車ということで、タクシーのほうの料金は福祉タクシーの料金でやらせていただいています。

【委員】 時間距離併用制というと、メーターのことをいっているのですね、これは。

【委員】 ええ。

【委員】 時間と距離、別々にやって、一緒に足してしまった。

【委員】 なるほど。

【サポート日野】 あと、すみません。この書式に関しては申請当時からずっと出している形になっていますので。

【委員】 申請当時に通っていれば、今ここで問題にすべきではないという発言はあんばいが悪いですよ。

【サポート日野】 はい。

【委員】 そのときに気づかなかったことは、この協議会で再度審議することは可能です。

【サポート日野】 はい。わかりました。

【委員】 時々NPOの団体さんは、最初、1回目これで通ったじゃないかとおっしゃる方がいるのですが、そうではないのです。そのために、更新のときに、不備があればちゃんと直すというのがこの協議会の趣旨なのです。そこら辺、市の方も間違えている方もたくさんいらっしゃると思うので、はっきり言っておきますけれども、1回通ったものが完全ではないのです。不備があれば、その都度、協議会で直していくのです。それはご理解いただかないと、1回通ったものはこれがもう、はっきり言って、何というのですか、もう動かないものだというふうに考えられると困るなと。既得権益のように思われますとあんばいが悪い。

あともう1つ、運賃のことはもう1回精査したほうがいいということでいいですね。

【会長】 はい。

【委員】 それはしていかなければいけないのと、あと、発地着地のことなのですけれども、今回はこのように出していただいた。最初は多分、こういう形だったからだと思うのです。そうすると、では、ひらけごまさんとの整合性はどうなるかということになるのです。ひらけごまさんは発地または着地が違うから、全市出してきているわけですね。そうすると、本来だったら八王子市と多摩市で1通ずつ出てこなければいけないのです。それで、一番後ろのほうにある利用者の身体状況及び様態ごとの会員数が違うわけです、市ごとで。多分、それが一番正しいやり方だと思うので、そのように変えていただきたいと思います。そうしないと、ひらけごまさんが一生懸命こうやってきていただいていて、私どもはそれで納得しているのですから、やはりこの際、同じようにしていかないと整合性がとれないというように考えます。

これは発地着地は八王子市、多摩市だけだという理解でいいですか。ほかの市のところはあるのかしら。実は日野市にありましたとか、ありますとかだと話が変わってくるのです。

【八王子市】 八王子市です。サポート日野さんは日野の運営協議会のほうにも協議を かけていらして、日野の利用者さんもいます。

【委員】 それはそちらのほうで審議しているからいいという理解ですよね。

【八王子市】 はい。そうです。今回の申請についてはそうです。

【委員】 ということは、発地着地が八王子市という方と多摩市という方もいらっしゃるという理解ですね。

【八王子市】 はい。あとの方もどちらかが八王子市に。

【委員】 ですね。では、そちらは日野市のほうで、単独の協議会で申請しているから。

【八王子市】 そうです。

【委員】 ここに載っているのは八王子市と多摩市だけの利用者のことだという理解でいいですか。

【八王子市】 そうです。8名。

【委員】 様態ごとの会員数は。

【八王子市】 8名の利用者はそうです。

【八王子市】 そうです。

【委員】 だから、それを、私は分けてくれと言っているのです。市ごとで。

【八王子市】 はい。

【委員】 言っている意味はわかりますか?

【会長】 そうしますと、この案件に関しましては、再度2市からお出しいただくという形で、次回の特別幹事会へ送る形をとらせていただくのが適当かと思うのですが。団体側。

【サポート日野】 はい。

【会長】 あと、市のほうはどうですか。

【八王子市】 はい。

【会長】 よろしゅうございますか。そうしますたら、12月に特別幹事会が予定されておりますので、12月に再度ご申請をいただくという形にさせていただきたいと思いますが、よろしゅうございますね。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 では、そうさせていただきます。あと、料金比較表の話もありましたので、 そこの整理のところもよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、次にNo.9、八王子市の特定非営利活動法人コスモ 移送サービスコスモにつきまして、所管の八王子市から補足説明がありましたらお願いいたします。

移送サービスコスモは、前回申請時からの変更点は事務局の説明のとおりでございます。 10月15日火曜日に移送サービスコスモの事務所にて運行記録簿等の書類の保管状況 を確認させていただきました。使用車両についても確認し、適正に管理運営をされている 状況をご報告させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

【会長】 それでは、委員の皆様、ご意見、ご質問ございますでしょうか。

【委員】 いいですか。

【会長】 お願いします。

【委員】 いつも質問するかもしれないですけど、私、忘れてしまいましたけれども、利用者さんの数に対して使用車両が1両で、あと、運転手さんが5名から4名に減っているという中で、かなり頻度が少ないのかなと。お一人の方がぽつん、ぽつんとしか乗らないというのならこれで説明はつくのですけれども、かなり頻度が高いとちょっと説明に無理が出てきてしまうので、その1両がフル稼働していますという話になってくると、4人の人はどういうふうに1台を乗りかえて乗っているのでしょうかとか、いろいろな問題になってくるのですが、そこら辺はどうでしたか。前回どうだったか忘れてしまいましたけれど。

【会長】 市の方。

【八王子市】 はい。八王子市です。40名の利用者の方ですけれども、9月、1か月分の運行の記録を見せていただいたのですけれども、3名ぐらいのご利用で、1名の方が何日かおきにご利用なさっているという形です。1日に何回も出動という形、移送を続けてなされている状況ではないことは、書類のほうから確認しています。

以上です。

【委員】 大体、1日3回とおっしゃいましたか。

【八王子市】 1日3回。

【委員】 3名ですか。

【八王子市】 直近の9月の運行記録で利用者の方のお名前を拝見させていただいて、 大体3名の方がご利用なさっていて、1日ではなく、その方々が交互にというのですか、 月に。

【委員】 3名の方が。

【八王子市】 3名の方の利用があったということです。

【委員】 1日にある。

【八王子市】 1日にではないです。月です。9月の1か月間。

【委員】 月に3名の方が利用している。

【八王子市】 お1人の方は数日に1回のご利用とかそういったことで。

【委員】 それで40名になりますか。

【八王子市】 その月には40名全部の方の利用があったというわけではなくて、9月に関しては3名の方のご利用だったということです。

【委員】 40名という数が正しいのですか。それとも、もうお乗りになってない方の数まで勘定されているのか。1回でも利用された方がずっと残っているのか、ちょっと私もわからないのですけれど。

【八王子市】 それについては、法人さんのほうでも適宜整理というのはなさっているようなので、1回だけの利用の方が残っているということではないと思います。

【会長】 団体から補足をお願いできませんか。

【コスモ 移送サービスコスモ】 よろしいですか。日常的にはほとんど使われない会員登録の方もいらっしゃいますが、基本的に毎年会費を納めていただいていた方には会員として登録を受けさせていただくと。実際には、年間を通してほとんど使われない会員の方も多いという現実がございます。なぜかというと、それは車がとにかく1台しかないものですから、重なった場合はお断りをせざるを得ないという状況がありますので、複数の団体に登録していらっしゃる会員さんが多いのですね。ですから、やはりうちのほうが意外と利用が少なかったりするという現状でございます。

【委員】 それでも律儀に会費を払ってくださっているわけですか。

【コスモ 移送サービスコスモ】 そうですね。要するに、自分の目的を達するために、 その日にほしいというときにほかの団体に先に申し込みをして、いっぱいだったからうち にという例もございますし、そういうことでいうと、会員登録しておかないことには利用 できないという現実がございますので、わりあい、皆さん会費を払ってくださる方は多い ですね。

【委員】 そういう実態があるならしようがないというか。ちなみに、どれぐらい会費 は取られているのですか。

【コスモ 移送サービスコスモ】 3,000円の年会費です。

【委員】 年間3,000円ね。それなら、もう払われているというのなら、それはもう、 誰も何も言うことはないですよね。わかりました。

【会長】 ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、特別幹事会としては了承ということで協議会のほうへお諮りをしたいと思います。よろしゅうございますね。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございました。

それでは、次にNo.10、八王子市の社会福祉法人もくば会につきまして、所管の八王子市から補足説明がありましたらお願いいたします。

【八王子市】 八王子市です。よろしくお願いします。

こちら、社会福祉法人もくば会 グループGにつきまして、前回申請時からの変更点は 事務局の説明のとおりでございます。

10月18日金曜日にもくば会 グループGの事務所にて運行記録簿等書類の状況を確認させていただきました。使用車両についても確認をし、適正に管理運営をされている状況をご報告させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いします。

【会長】 ありがとうございました。それでは、委員の皆様、ご質問、ご意見等ございますか。

【委員】 いいですか。

【会長】 どうぞ。

【委員】 タクシー料金との比較表がついているのですが、もくば会さんは距離料金と時間料金からなっていますということですね。それで、後ろのほうは多摩地区の大型福祉タクシー車両の時間制運賃だと書いてあるのですが、私どもが承知している認可運賃と違うのですよね。3,140円ではない。30分ごとだと2,800円のはずなのですけれども、ちょっとよくわからないという感じですね。これちょっと違うのですけどね。

【会長】 八王子市、いかがですか。

【八王子市】 八王子市です。料金につきまして、もう1度確認をさせていただきたい と思います。

【会長】 もくば会さんのほうから何か補足ございますか。

【もくば会】 もくば会と申します。よろしくお願いいたします。このタクシー料金の福祉車両に関してですが、多分、間違いがあったのではないかと思います。これに関しては本当におわび申し上げるとともに、これからすぐに精査して、新しいものを提出させていただきたいと思います。よろしくお願いします。

【会長】 ほかにいかがでしょうか。

【委員】 もくば会さんは障害者さんの移送が主なのですよね。身体障害者さん、1級、2級、3級の方が主なのでしょうかね。

【もくば会】 そうです。

【委員】 これは施設か何かとの兼ね合いがあるのですか。

【もくば会】 これに関してはほとんどないです。

【委員】 このタクシー時間料金というのをもう1回精査していただいたほうがよろしいかなと思いますね。そうしていくと、多分後ろの例とか、例1、例2もどうなのかなという数字が出ているのかと思うので。とにかくもう1回詳しく聞いてくださいというところですかね。

【会長】 そうしましたら、この料金につきまして、再度精査をしていただいて、修正 したものでお出しいただくという条件をつけて了承という形で。

【委員】 そうですね。それでいいと思います。

【会長】 よろしゅうございましょうか。

【委員】 桜美林大学の者です。1点ご質問したいのですけれど。

こちらの福祉有償運送は特に障害者総合自立支援法との絡みはないのですね。

【もくば会】 ないです。こちらに関してはないです。

【委員】 以上です。

【会長】 どうぞ。

【委員】 すみません。1点だけお聞きしたいのですけれども。

前回の申請では知的障害の方が7名ということで、今回1名になっているのですけれども、その1名の方も重度ということで。利用者さんの比較表のところが重度の方が1名ということなのですけれども、その減った理由と、あと重度の方お1人はどういう形で移送サービスに乗っていらっしゃるのか、ちょっとお聞きしたいのですけれど。

【もくば会】 この方は重度の自閉症の方です。基本的に1人でバスとかタクシーに乗ることができない、誰か介助者がいないと乗ることができないという方でして、病院に行く時などに利用されている方です。

【会長】 減った理由は。

【委員】 人数は。

【もくば会】 減った理由に関しては、身体と知的両方持っておられる方が大勢昔はいらっしゃったのですけれども、基本的にはどちらか1つということでまとめさせていただきました。その中で大分減員されております。

【委員】 でも、人数のほう、対象者の人数は、身体は増えていないですよね。だから、 利用されなくなった会員さんがいらっしゃるのではないかなと思うのですけれど。

【もくば会】 一部、もちろん、対象というか利用されなくなった方もいらっしゃるのですが、前は重複という形で出させていただいていた部分があるのです。それに関してはここでまとめたということもあります。

【委員】 わかりました。

【会長】 よろしゅうございますか。そうしましたら、先ほど申し上げましたように、 この料金表について再度精査をしていただいておつけいただくという条件を付して、了承 という形をとらせていただきたいと思いますがよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 それでは、条件を付して了承ということで、協議会のほうへお諮りをしたい と思います。ありがとうございました。

次にNo.11、多摩市特定非営利活動法人ハンディキャブゆづり葉につきまして、所管の 多摩市から補足説明がありましたらお願いいたします。

【多摩市】 多摩市でございます。よろしくお願いいたします。

前回からの変更点につきましては、特別幹事会事務局説明のとおりでございます。

9月26日木曜日にハンディキャブゆづり葉におきまして運行記録簿等の書類を確認させていただきました。また、使用車両につきましても確認いたしまして、適正に管理運営が成されていますことをご報告いたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 それでは、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

【委員】 よろしいですか。

【会長】 はい。

【委員】 ゆづり葉さんは有名な団体さんで、一生懸命多摩でやっていらっしゃるのですが、身体状況等、様態ごとの会員数の中で一番多いのは、要介護認定者の方。多分これは、いわゆる介護保険の中の乗降介助でやられている方もいらっしゃるかと思うのですが、その方のパーセントというのはどのぐらいなのですか。

【ハンディキャブゆづり葉】 介護保険での乗降介助はやっておりません。

【委員】 やっていませんか。はい。わかりました。

【会長】 よろしゅうございますか。

それでは、多摩市の特定非営利活動法人ハンディキャブゆづり葉につきましては、特別 幹事会として了承ということで協議会にお諮りをしたいと思いますが、よろしゅうござい ますね。

(「異議なし」の声あり)

【会長】では、そういう形にさせていただきます。ありがとうございました。

次に、No.12、瑞穂町特定非営利活動法人にあい福祉サービスにつきまして、所管の瑞穂町から補足説明がありましたらお願いします。

【瑞穂町】 瑞穂町です。よろしくお願いいたします。前回からの変更点につきましては、特別幹事会事務局の説明のとおりでございます。

9月20日ににあい福祉サービスにおきまして運行管理、運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両等につきましても確認させていただき、適正に管理運営されていることを確認させていただきましたので、ここにご報告いたします。

ここで、大変申しわけございませんが、書類の訂正をお願いいたします。福祉有償運送 更新登録申請団体要件確認表のA 3 判の用紙でございます。よろしいでしょうか。その 4 番目の使用車両添付書類の右側の変更の有無及び変更届出日のところでございます。 $\bigcirc$ が 書いてありまして、(H24.2.13)、その下の (H25.3.13) を、(H25.2.21) に訂正をお願いいたします。大変申しわけございません。

もう1点。その下の5番目の運転者の運転者数が6名とありまして、その下の内訳でございます。①の第二種免許保持者は1名。②の第一種免許保持者は、6名を5名にしていただきたいと思います。これで、運転者が6名となります。大変申しわけございません。よろしくお願いいたします。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】 ありがとうございました。それでは、委員の皆様、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

【委員】 確認なのですけれど、1点質問させてください。要介護者の方が18人いらっしゃるということなのですが、先ほどの問題なのですが、これは介護保険の乗降介助の利用者ではないでしょうか。いかがでしょうか。

【にあい福祉サービス】 ございません。

【会長】 どうぞ。

【委員】 登録会員数がかなり減っておりますが、これは何か理由があるのでしょうか。

【瑞穂町】 会員数の変更ですが、平成23年度から人数が減っております。直接会員数の減について、1名ずつ当たったわけではございませんが、施設入所された方、亡くなられた方、あるいは家族で介護ができるようになった方等の理由によりまして会員数が減ったものと考えております。

以上でございます。

【会長】 いかがでしょうか。

【委員】 セダンが2台あるのですが、当然、セダンの講習を終えた方ということで、 3人いらっしゃるのでしょうか。

【にあい福祉サービス】 はい。

【委員】 その方がもっぱらセダンのサービスに当たっているという理解でよろしいですか。

【にあい福祉サービス】 そのとおりでございます。

【委員】 特に我々、セダンをなぜうるさく言うかといいますと、タクシーに乗れないのでしょうかという話になってしまうのですね、どうしても。タクシーに乗れるのなら福祉有償運送は必要ないのではないですか。地域のタクシーに乗ってください、それで終わってしまうのです。その中で、では、セダンってどういうことかというと、先ほどもちょっと出ましたけれども、どうしてもタクシーにはお乗りになれない。セダンの車には乗れるけれどもタクシーに乗れない方、というのはいろいろな理由があって、顔なじみの方でなければ乗れない方とかいらっしゃるわけです。そういう理解を私どもはしておりますので、手軽なタクシーの代替手段というふうに考えられてしまうと、それはちょっと違うでしょうというふうに我々は言わざるを得ないのですね。ですから、そこら辺はよく精査していただいて、その方はどうしてもタクシーではだめなのですということをきちっと把握されて、サービスに当たられているように希望いたします。

【会長】 ご意見として賜っておきたいと思います。

ほかに何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。

そうしましたら、特定非営利活動法人にあい福祉サービスにつきましては、特別幹事会として了承ということで協議会のほうに諮りたいと思いますが、よろしゅうございますね。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 それでは、諮らせていただきます。ありがとうございました。

以上で協議申請された団体の審査を終了いたしました。ありがとうございました。 次第の6、その他について、事務局のほうからお願いします。

【特別幹事会事務局】 本日了承いただきました案件につきましては、来年1月31日 に予定しております第2回運営協議会に特別幹事会会長より報告いただきまして、ご協議 いただきます。よろしくお願いいたします。

今後の予定でございますが、第3回の特別幹事会を、平成25年12月26日木曜日に 開催いたします。開始時刻は午後1時30分から。会場は東京自治会館大会議室でござい ます。委員の皆様におかれましてはご出席をよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【会長】 それでは、本日はお忙しい中、お集まりをいただきまして大変ありがとうございました。これにて第2回の特別幹事会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

— 了 —

	平成 年 月 日
会議録署名人	署名